

岐阜県公報

第 二 千 四 十 八 号
平 成 二 十 一 年 五 月 十 九 日

(火 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則 (業務水道課) 三五九ページ
岐阜県薬事法施行細則の一部を改正する規則 (同) 三五九

告 示

優良興行の推奨 (男女参画青少年課) 三六〇
保安林に指定する予定である旨の通知 (治 山 課) 三六〇
道路の供用開始 (道路維持課) 三六一

公 示

登録販売者試験の実施 (業務水道課) 三六一
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (商業流通課) 三六三
基本測量の実施 (用 地 課) 三六三
公共測量の終了 (同) 三六四

正 誤

大垣市の区域内の町及び字の区域及び名称変更中訂正 (法務・情報公開課) 三六四
瑞穂市の区域内の町及び字の区域及び名称変更中訂正 (同) 三六四

規 則

岐阜県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに交付する。

平成二十一年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十四号

岐阜県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県毒物及び劇物取締法施行細則(昭和三十五年岐阜県規則第五百号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 試験を受けようとする者は、受験願書(別記第二号様式)に写真(出願前三月以内に正面から撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので脱帽、上半身、無背景のもの。裏面に氏名及び生年月日を記載すること。)を添えて知事に提出しなければならない。

別記第二号様式中「**并鑑**」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに交付する。

平成二十一年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十五号

岐阜県業事法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県業事法施行細則（平成二十年岐阜県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第三条中「試験に」を「登録販売者試験（以下「試験」という。）」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百五十六号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第八条の規定により次のものを優良興行として推奨した。

平成二十一年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

1 推奨興行

種類	映画
題名	フタがいた教室
制作	「フタがいた教室」制作委員会
配給	有限会社岐阜教育映画センター

2 指定年月日

平成21年5月19日

3 内容及び推奨理由

「クラスでフタを飼って、卒業時に食べよう。」先生の提案で、6年2組は学校で1匹のフタを飼いだめる。子どもたちはフタをPちゃんと呼び、日々を共に過ごした。いよいよ卒業式が近づき、Pちゃんを予定どおり食べてしまうのか、クラスを二

分した話し合いが盛まった...

生命の大切さについて深く考えさせる内容となっており、青少年の豊かな人間性を育むものとして、青少年の健全な育成に有益であると認められる。

岐阜県告示第三百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

各務原市那加大洞一（次の図に示す部分に限る）、尾崎西町一丁目六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び各務原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
山県市深谷字深谷二二九七の一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年五月十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道	道路 種類	路線 名	区 間	延 長 （メ ー ト ル）	供用 開始 の 期 日	備 考 （区 域 又 は 決 定 の 日 は 示 す ）
四百十八号			本巣市根尾奥谷字杉ノ脇七六九番一地从先から 同市同 字トツサス八 六三番一地从先まで	四二〇〇	平成 二〇・五・一九	平成 二〇・三・四

岐阜県告示第三百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年五月十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路 種類	路線 名	区 間	延 長 （メ ー ト ル）	供用 開始 の 期 日	備 考 （区 域 又 は 決 定 の 日 は 示 す ）
県道	黒屋 野井線	岐阜市小野一丁目三番地先から 同市下鶴飼二丁目一番地 先まで	一四五〇	平成 三〇・五・一九	平成 三〇・七・一五

公 示

登録販売者試験の実施

薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第三十六条の四第一項の規定による登録販売者試験を次のとおり実施しますので、薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一百五十九条の四第二項の規定により公示します。

平成二十一年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 試験の日時
平成二十一年九月九日(水)午後零時三十分から午後五時三十分まで
- 二 試験の場所
大垣市北方町五丁目五十番地 岐阜経済大学
- 三 試験科目
1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
2 人体の働きと医薬品
3 主な医薬品とその作用
4 薬事に関する法規と制度
5 医薬品の適正使用と安全対策
- 四 出願書類
1 受験願書(氏名の記載に当たっては、本人の署名によること。)一通
2 写真(出願前三か月以内に正面から撮影した上半身、無帽、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び生年月日を記載したもの)一枚
3 受験資格を有することを証する書類 一通(複数ある場合には、各一通)
五 受験資格
薬事法施行規則第一百五十九条の五第二項の各号のいずれかに該当する者
六 受験手数料
一万五千元に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付け、納入してください(消印しないこと。)
七 受付期間
平成二十一年七月一日(水)から七月十七日(金)まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)
午前八時三十分から午後五時十五分まで
八 受付場所
1 県立保健所(保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。)
2 岐阜県健康福祉部薬務水道課
九 受験票の送付
受験者に対して、平成二十一年八月二十一日(金)までに岐阜県健康福祉部薬務水道課から直接受験票を交付します。

- 十 合格者の発表
平成二十一年十月二十三日(金)午前十時
合格者の受験番号を県庁及び県立保健所の掲示板並びに薬務水道課ポータルサイトに掲示するほか、合格者には合格証を交付し、不合格者には不合格通知書を送付します。
薬務水道課ポータルサイトのアドレス
<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11224/oshirase/index.htm>
- 十一 試験結果の提供
登録販売者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。
1 提供する試験結果
登録販売者試験の総合得点及び科目別得点
2 提供期間
平成二十一年十月二十三日(金)から平成二十一年十一月二十四日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前八時三十分から午後五時十五分まで
3 提供する場合
情報公開・個人情報総合窓口(県庁二階)、県立保健所の特別窓口
4 提供を受けるために必要な書類
試験結果の提供を受けるためには、本人確認ができる次の書類が必要です。
(一) 受験票
(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ
十二 問い合わせ先
岐阜県健康福祉部薬務水道課(電話〇五八 二七二 一一一内線二五七六)
岐阜県保健所生活衛生課(電話〇五八 三八〇 三〇〇三)
岐阜県保健所本業・山県センター生活衛生課(電話〇五八 二六四 一一一内線三五一)
西濃保健所生活衛生課(電話〇五八四 七三 一一一内線二六九)
西濃保健所揖斐センター生活衛生課(電話〇五八五 一一一 一一一内線二六一)
関保健所生活衛生課(電話〇五七五 三三三 四〇一一内線三五七)
関保健所郡上センター生活衛生課(電話〇五七五 六七 一一一内線三五三)

中濃保健所生活衛生課（電話〇五七四 二五 三二一 内線三五二）
 東濃保健所生活衛生課（電話〇五七二 二二三 一一一 内線三六六）
 恵那保健所生活衛生課（電話〇五七三 二六 一一一 内線二五三）
 飛騨保健所生活衛生課（電話〇五七七 三三三 一一一 内線三二一）
 飛騨保健所下呂センター生活衛生課（電話〇五七六 五二 三二一 内線三五四）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年五月十九日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
 マルヤス家具Z多治見店
 多治見市幸町八丁目五五番地
- 二 意見の概要
 意見なし（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年五月十九日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
 パロー美濃加茂ショッピングセンター（A 2ゾーン）
 美濃加茂市山手町一丁目六二番地 外
- 二 意見の概要
 意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年五月十九日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
 モレラ岐阜
 本巣市三橋字系貫川通二〇〇番一 外
- 二 意見の概要
 意見なし（届出事項 変更）

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十一年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（精密測地網高精度三次元測量作業）

三 作業期間

平成二十一年五月十一日から

同 二十二年一月二十二日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、高山市、関市、美濃市、瑞穂市、飛騨市、郡上市、下呂市、不破郡垂井町及び関ヶ原町並びに加茂郡富加町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年五月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（平成二十年度長良川境界測量）

三 作業期間

平成二十一年一月十四日から

同 年三月二十三日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、羽島市、瑞穂市並びに安八郡輪之内町及び安八町（長良川右岸堤河川距離標三〇・四キロポストから五六・二キロポスト地域、同左岸堤河川距離標二四・四キロポストから五六・二キロポスト地域、伊自良川右岸堤河川距離標〇・〇キロポストから五・六キロポスト地域及び同左岸堤河川距離標〇・〇キロポストから五・六キロポスト地域）

正 誤

（校正誤り）

平成二十一年三月二十四日第二千三十三号 大垣市の区域内の町及び字の区域及び名称変更（岐阜県告示第百八十六号）二〇七頁上段の表中

「字江字野畑の全部」は、

「宝江字野畑の全部」の誤り。

正 誤

（校正誤り）

平成二十一年三月二十四日第二千三十三号 瑞穂市の区域内の町及び字の区域及び名称変更（岐阜県告示第百八十七号）二〇七頁下段の表中

「牛牧字林分の一部、宝江字部」

「野畑の一部、墨俣町墨俣字中道の一部」は、

「牛牧字林分の一部、宝江字野畑の一部」

「墨俣町墨俣字中道西の」の誤り。